

主要な政策に係る評価書(平成30年度実施政策)

(総務省31-⑧)

政策 ^(※1) 名	政策8:電子政府・電子自治体の推進			分野	電子政府・電子自治体	
政策の概要	国民の利便性向上や行政の効率化等を図るため、オンラインによる行政サービスの提供、自治体クラウドの推進等の取組を実施する。					
基本目標 【達成すべき目標】	[最終アウトカム]:世界最高水準のIT活用を通じた、安全・安心・快適な国民生活を実現する。 [中間アウトカム]:電子政府及び電子自治体の推進により、国民の利便性向上と行政運営の合理化、効率化及び透明性の向上等を実現する。					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分		28年度	29年度	30年度	31年度
	予算の状況 (注)	当初予算(a)	37,790	46,550	55,662	76,461
		補正予算(b)	14,438	11,362	1,971	
		繰越し等(c)	40,262	5,761	7,704	
		合計(a+b+c)	92,490	63,673	65,336	
執行額		77,120	56,335	59,666		

(注) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

政策に関する内閣の 重要政策(施政方針演 説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	世界最先端IT国家創造宣言	平成25年6月14日(平成26年6月24日 改定)	Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組 1. 革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現 (4)IT・データを活用した地域(離島を含む。)の活性化 3. 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現 (2)国・地方を通じた行政情報システムの改革
	世界最先端IT国家創造宣言	平成25年6月14日(平成26年6月24日 改定)(平成27年6月30日改定)	Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組 4. IT を利活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会 (1) 安全・安心を前提としたマイナンバー制度の活用 ② 個人番号カードの普及・利活用の促進 (3) 国・地方を通じた行政情報システムの改革 Ⅳ. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化 3. サイバーセキュリティ (略)総合行政ネットワーク(LGWAN)について集中的にセキュリティ監視を行う機能を設けるなど、GSOCとの情報連携を通じ、マイナンバーシステムに係る 国・地方全体を俯瞰した監視・検知体制を整備する
	「日本再興戦略」改訂2015	平成27年6月30日	第二 3つのアクションプラン 一. 日本産業再興プラン 4. 世界最高水準のIT社会の実現 (3) 新たに講ずべき具体的施策 i) 国民・社会を守るサイバーセキュリティ ②マイナンバー制度の円滑な導入に向けた対策の強化 (略)総合行政ネットワーク(LGWAN)について集中的にセキュリティ監視を行う機能を設けるなど、GSOCとの情報連携を通じ、マイナンバーシステムに係る 国・地方全体を俯瞰した監視・検知体制を整備する ii) 安全・安心を前提としたマイナンバー制度の活用 ②個人番号カードの普及・利活用の促進 ③個人番号カードによる公的資格確認 iv) IT活用の更なる促進 ④国・地方の行政のIT化と業務改革
	経済・財政再生アクション・プログラム	平成27年12月24日	3. 主要分野毎の改革の取組 [3] 地方行財政改革・分野横断的な取組 (4) IT化と業務改革、行政改革等

	世界最先端IT国家創造宣言	平成25年6月14日(平成26年6月24日改定)(平成27年6月30日改定)(平成28年5月20日改定)	<p>II.「国から地方へ、地方から全国へ」(IT 利活用の更なる推進のための3つの重点項目) [重点項目3] 超少子高齢社会における諸課題の解決 (1) ビッグデータを活用した社会保障制度の変革 (2) マイナンバー制度等を活用した子育て行政サービスの変革 (3) IT 利活用による諸課題の解決に資する取組 ① 産業競争力の強化 ② 地方創生の実現 ③ マイナンバー制度を活用した国民生活の利便性の向上 ④ 安全で災害に強い社会の実現</p>
	経済財政運営と改革の基本方針2016	平成28年6月2日	<p>第3章 経済・財政一体改革の推進 5. 主要分野ごとの改革の取組 (3) 地方行財政改革・分野横断的な課題 ⑤IT化と業務改革、行政改革等 「国・地方IT化・BPR推進チーム報告書」84に基づく進捗状況の把握や必要な措置を行い、国の業務改革・情報システム改革を引き続き推進する。コンビニ交付や子育てワンストップサービスなどオンラインサービス改革の実現に加え、災害発生時等を含むマイナンバー制度の活用拡充に向け、関係府省庁が連携して検討を進める。 地方自治体のIT化・BPRの推進に向け、政府CIOによる支援や自治体におけるCIOの役割を果たす人材確保など、変革意欲のある地方自治体から支援する取組を更に進める。 クラウド化への取組状況について、団体数に加え導入対象業務数や範囲を含め比較可能な形で明らかにする。また、自治体クラウドグループの取組事例について、経費の削減方策・効果、機器更新時など導入のタイミング等について深掘り・分析及び整理・類型化を実施し、その成果を活用して取組を加速する。</p>
	世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画	平成29年5月30日	<p>第2部 官民データ活用推進基本計画 II-1-(4) マイナンバーカードの普及・活用</p>

施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)			目標(値) 【年度】	達成 (※3)	
				年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) ^(※2)					
				28年度	29年度	30年度			
総務省所管府省共通情報システム等の適切な構築・運用等を通じた電子政府の推進を図ること	各省におけるオンラインサービスに関する情報収集、改善のための取組への支援の実施	1	国際連合「電子政府ランキング」における行政オンラインサービスの充実度ランキング	4位 【26年度】	平成26年度値以上		平成28年度値以上	平成28年度値以上 【30年度】	イ
					16位		9位		
	APIによる電子申請の利用拡大に向けた取組の実施	2	電子政府の総合窓口(e-Gov)へのアクセス件数 <アウトプット指標>	412,533千件 【27年度】	441,754千件以上	485,929千件以上		534,521千件以上 【30年度】	イ
					577,273千件	821,737千件			
				577,273千件 【28年度】			平成33年度に平成28年度実績値比2倍を目指す	1,154,547千件 (平成28年度実績値比2倍) 【33年度】	イ
							1,506,096千件		
	政府におけるIT人材の十分な育成を実施するため情報システム統一研修(集合研修)を実施	③	情報システム統一研修(集合研修)の定員	920人 【27年度】	1,000人以上	1,100人以上	1,600人以上	1,600人以上 【30年度】	イ
					1,104人	1,688人	1,688人		
	電子決裁に関する研修等利用者支援の実施及び利便性向上のための環境整備	4	電子決裁に要する期間 <アウトプット指標>	40.1時間 【26年度】	38時間以内	35時間以内	32時間以内	32時間以内 【30年度】	ハ
					56.9時間	58.7時間	60.3時間		

地方公共団体の情報化を推進し、便利な行政サービスを提供するとともに、効率的で災害に強い電子自治体を実現すること	コスト削減、業務負担の軽減、業務の共通化・標準化等に資するため自治体クラウドの導入等を推進	⑤	クラウド導入市区町村数 ＜アウトカム指標＞ 【AP改革項目関連：地方行政改革・分野横断的な取組⑮】 【APのKPI】	550団体 【26年度】	約1,000団体			約1,000団体 【29年度】	イ
				842団体 (H28.4.1時点)	950団体 (H29.4.1時点)	1,067団体 (H30.4.1時点)			
	地方行政の施策に係る基礎データベースの作成・管理・統計処理等を実施	6	地方行政統計等における基礎データベースの作成及びその活用 ＜アウトプット指標＞	地方行政の施策に係る基礎データベースの作成・管理・統計処理等の実施。 【27年度】	地方行政の施策に係る基礎データベースの作成・管理・統計処理等を実施 「地方公共団体における行政情報化の推進状況調査」・「地方公務員給与実態調査」の調査結果等、地方行政の施策に係る基礎データベースの作成・管理・統計処理等を実施	地方行政の施策に係る基礎データベースの作成・管理・統計処理等を実施 「地方公共団体における行政情報化の推進状況調査」・「地方公務員給与実態調査」の調査結果等、地方行政の施策に係る基礎データベースの作成・管理・統計処理等を実施	地方行政の施策に係る基礎データベースの作成・管理・統計処理等を実施 「地方公共団体における行政情報化の推進状況調査」・「地方公務員給与実態調査」の調査結果等、地方行政の施策に係る基礎データベースの作成・管理・統計処理等を実施	地方行政の施策に係る基礎データベースの作成・管理・統計処理等の実施。 【30年度】	イ
	災害時の行政情報の伝達手段の確保等のため通信衛星を利用したネットワークを運用すること	7	・災害時等における情報通信メディアの活用 ・災害時等に活用する情報通信メディアの降雨減衰等による年間の不稼働率 ＜アウトプット指標＞	・地方公共団体及び防災関係機関等における、通信衛星を利用した防災情報及び行政情報の伝達等を行うネットワークの安定的な運用を実施。 ・不稼働率：0.2%以下 【27年度】	・地方公共団体及び防災関係機関等において、通信衛星を利用することによって、防災情報及び行政情報の伝達等を行うネットワークの安定的な運用を実施。 ・不稼働率：0.2%以下 通信衛星を利用することによって、防災情報及び行政情報の伝達等を行うネットワークを安定的に運用（不稼働率0%）	・地方公共団体及び防災関係機関等において、通信衛星を利用することによって、防災情報及び行政情報の伝達等を行うネットワークの安定的な運用を実施。 ・不稼働率：0.2%以下 通信衛星を利用することによって、防災情報及び行政情報の伝達等を行うネットワークを安定的に運用（不稼働率0%）	・地方公共団体及び防災関係機関等において、通信衛星を利用することによって、防災情報及び行政情報の伝達等を行うネットワークの安定的な運用を実施。 ・不稼働率：0.2%以下 通信衛星を利用することによって、防災情報及び行政情報の伝達等を行うネットワークを安定的に運用（不稼働率0%）	イ	
	電子行政サービスの改善方策に関する調査研究及び情報提供を実施	8	電子行政サービスの改善方策に関する調査研究及び情報提供 ＜アウトプット指標＞	電子行政サービスの在り方について調査研究及び情報提供を実施すること等により、各地方公共団体の主体的な取組を支援し、電子行政の推進を加速。 【27年度】	地方公共団体が効率的な行政運営、住民サービスの向上を行うことを推進。 「自治体が保有するパーソナルデータの利活用等に関する調査研究」等の調査研究及び当該調査研究結果等を踏まえた情報提供を行うことで、地方公共団体が効率的な行政運営、住民サービスの向上を行うことを推進。	地方公共団体が効率的な行政運営、住民サービスの向上を行うことを推進。 「地方公共団体における非識別加工情報を提供するための仕組みの円滑な導入に向けた検討のための調査分析」等の調査及び当該調査結果等を分析し、情報提供を行うことで、地方公共団体が効率的な行政運営、住民サービスの向上を行うことを推進。	地方公共団体が効率的な行政運営、住民サービスの向上を行うことを推進。 地方公共団体の非識別加工情報の利活用の在り方について検討を行うとともに、その結果について情報提供を実施。 【30年度】	イ	

番号制度を導入し、国民の給付と負担の公平性を確保するとともに、国民の利便性の向上、行政運営の効率化を図ること	番号制度の基盤の確立	9	番号制度の基盤となる個人番号付番等システムの構築 <アウトプット指標>	番号制度の基盤となる個人番号付番等システムの構築に関する設計・開発等を開始 【24年度】	マイナンバーカードの有効性情報提供等のためのシステムの設計・開発等を開始	マイナンバーカードの有効性情報提供等のためのシステムの稼働		マイナンバーカードの有効性情報提供等のためのシステムの稼働 【29年度】	イ
				平成28年7月より、マイナンバーカードの有効性情報提供等のためのシステムの設計・開発等を開始し、他機関との連携テスト等を実施		平成29年12月にシステムの構築が完了			
	情報提供ネットワークシステムの安定的な稼働	10	特定個人情報の情報連携基盤となる情報提供ネットワークシステムの稼働率 <アウトプット指標>	計画停止や災害による停止を除く主要な業務の稼働率 【28年度】		99.99%以上	99.99%以上	計画停止や災害による停止を除く主要な業務の稼働率 99.99%以上 【30年度】	イ
						100%	100%		

<p>目標達成度合いの測定結果 (※4)</p>	<p>(各行政機関共通区分)</p>	<p>相当程度進展あり</p> <p>測定指標1～4について、測定指標3は達成すべき目標に照らし主要なものであると考えている。この主要な測定指標を含む、測定指標1から3までは目標を達成した。一方、測定指標4については、目標達成に及んでいない。</p> <p>測定指標5～8について、達成すべき目標に照らし、主要なものであると考えており、目標達成とした。</p> <p>測定指標9については、平成29年12月にマイナンバーカードの有効性情報提供等のためのシステムの構築が完了したため、目標達成と判断した。</p> <p>測定指標10については目標を達成している。</p> <p>従って、本政策は全体としては「相当程度進展あり」と判断した。</p>
<p>政策の分析 (達成・未達成に関する要因分析)</p>	<p>評価結果</p>	<p><施策目標>総務省所管府省共通情報システム等の適切な構築・運用等を通じた電子政府の推進を図ること 当該施策目標については、測定指標4を除き、目標を達成できた。</p> <p>・測定指標1については、平成28年度値以上とする目標は達成したが、平成26年度値からは下がった。国連による詳細な採点結果が明らかにされていないため、順位変動の要因を一義的に特定することは困難であるものの、引き続き、利用者にとってより使いやすい行政サービスにしていけるためのWebサイトの見直しや、取組の適切なアピールを通じて、一歩ずつ順位を向上していくことが重要であると認識している。</p> <p>・測定指標2については、平成33年度を最終目標年度としていたが、平成30年度ですでに達成することができた。(なお、API経由の電子申請件数は年々増加しており(平成30年度は前年度比約134%(8,570千件))、それに比例してAPI経由のアクセス件数が大幅に伸び、総アクセス件数を大きく押し上げている。)なお、e-Govの電子申請サービスを利用している手続は、現在、6省庁(国家公安委員会・警察庁、金融庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省)の手続となっており、デジタル手続法を踏まえた今後のオンライン化の進展状況により、更に利用が伸びる可能性がある。</p> <p>・測定指標3について、情報システム統一研修の内容は、<https://www.e-gov.go.jp/doc/pdf/060331/H31TouitsuKensyuPlan.pdf>に示すとおりである。受講者・推薦府省等からの意見・要望等を踏まえ、受講定員の見直しを実施した結果、達成することができた。なお、当該受講定員に対して、修了者数は、平成28年度1,002名、29年度1,204名、30年度1,752名で推移しており、情報セキュリティ・IT人材育成に貢献しているものと考えられる。</p> <p>・測定指標4については、文書管理システムの操作研修等の実施による利用者支援や改修等による使い勝手の向上に継続的に取り組んできたものの、目標を達成することができなかった。原因の一つとして、目標設定時に比べ電子決裁率や利用者数が大幅に伸びており、利用機関において、従来は紙で決裁していたものを電子決裁で行うこととしたことや、これまで文書管理システムを使っていなかった職員(操作に不慣れた職員)の利用が増加したこと等から、電子決裁に要する期間が短縮しなかったことが考えられる。</p> <p><施策目標>地方公共団体の情報化を推進し、便利な行政サービスを提供するとともに、効率的で災害に強い電子自治体を実現すること 当該施策目標については、自治体クラウドの取組の加速に向けた調査研究等を実施、自治体に対し情報提供等を実施しており、また、クラウド化市区町村数が相当程度増加するなど、地方公共団体の情報化に一定の進展が見られることから、目標を達成することができた。</p> <p>・測定指標5については、クラウド化市区町村数が550団体(平成26年4月1日現在、自治体クラウド211団体、単独クラウド339) から、1,067団体(平成30年4月1日現在、自治体クラウド407 団体、単独クラウド660団体)まで増加しているため、当初目標を上回る効果が得られた。</p> <p>・測定指標6については、各調査担当課室と調整の上、地方行税政の施策に係る基礎データベースの作成・管理・統計処理等を安定的に実施したことから、前年度と同水準の実績を上げることができた。なお、結果については、地方公共団体の情報化に関する施策や、地方行税政に関する施策の立案等に活用した(例:「地方自治情報管理概要」など地方公共団体の情報化に資する資料の取りまとめに活用、地方公務員の給与水準を国家公務員の給与との比較により算出するラスパインズ指数の基礎資料として活用、固定資産評価上の指針等に役立てて評価の適正均衡を確保)。</p> <p>・測定指標7については、防災情報及び行政情報の伝達等を行う通信衛星を利用したネットワークの安定的な運用を行ったことから、前年度と同水準の実績を上げることができた。</p> <p>・測定指標8については、①地方公共団体から提供される非識別加工情報の利活用に当たって想定される事例を整理するとともに、②「地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みの在り方に関する検討会」において当該想定される事例も踏まえて議論を重ね、平成30年度末に中間取りまとめ案の提示を行った。さらに、③地方公共団体の効率的な業務運営及び住民サービスの向上に資するよう、当該中間取りまとめについてはすべての地方公共団体に対して情報提供を実施した。</p> <p><施策目標>番号制度を導入し、国民の給付と負担の公平性を確保するとともに、国民の利便性の向上、行政運営の効率化を図ること 測定指標9については、平成29年12月にマイナンバーカードの有効性情報提供等のためのシステムの構築が完了。</p> <p><施策目標>番号制度を導入し、国民の給付と負担の公平性を確保するとともに、国民の利便性の向上、行政運営の効率化を図ること 測定指標10については、平成29年7月の情報連携開始以降、対象期間を通じて情報提供ネットワークシステムを適切に管理・運用することで目標を達成することができた。</p>

次期目標等への反映の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・測定指標1については、デジタル手続法により行政手続オンライン化法の主管省庁が内閣官房に移管することに伴い、削除することとする。 ・測定指標2については、有識者からの御意見及びデジタル手続法を踏まえた今後のオンライン化の進展状況などを踏まえ、e-Govの電子申請サービスの利用に関する測定指標を設定することとする。 ・測定指標3については、平成30年度事前分析表に記載したとおり、30年度の実績をもって評価し終了する。研修の受講定員という目標が達成されたこと及び情報システム統一研修が「橋渡し人材のスキル認定の基本的な考え方」において、橋渡し人材として職務を遂行するに必要なセキュリティ・ITIに係る知識を修得する中核的な手段として位置付けられたことから、今後は、その中でも橋渡し人材育成(その最終段階である課長補佐級)のために開催されている研修の修了者(個別のコースの修了者の合計の延べ人数ではなく、橋渡し人材としてのスキル認定に必要なプロジェクト推進系又はセキュリティ系いずれかの全てのコースの修了者)を継続的に輩出することが、橋渡し人材の育成に貢献できているものと考え、そのプロジェクト推進系及びセキュリティ系それぞれの修了者数を測定指標とする。 ・測定指標4については、利用機関において電子決裁対象や利用者が拡大している状況にあることや、決裁案件によっては時間を掛けて確認・検討が必要なものもあるなど、電子決裁に要する期間を一律に短くすることが必ずしも望ましいものばかりとは言えないことから、平成30年度事前分析表に記載したとおり、30年度の実績をもって評価し終了する。今後は、電子決裁移行加速化方針(平成30年7月20日デジタル・ガバメント閣僚会議決定)が策定されたことを踏まえ、施策手段を「電子決裁への移行の推進のための環境整備」とし、測定指標を「電子決裁拡大への対応」として、電子政府の推進を図ることとする。 ・測定指標5については、これまでの助言・情報提供により、自治体クラウドを中心とするクラウド化の取組が全国的に拡大してきていることを踏まえ、クラウド導入市区町村数が分かる測定指標を設定することとする。 ・測定指標6については、引き続き各調査利用課室と調整の上、地方行政の施策に係る基礎データベースの作成・管理・統計処理等を安定的に実施する。なお、結果については、地方公共団体の情報化に関する施策や、地方行政に関する施策の立案等に活用していく(例:「地方自治情報管理概要」など地方公共団体の情報化に資する資料の取りまとめに活用、地方公務員の給与水準を国家公務員の給与との比較により算出するラスバイレス指数の基礎資料として活用、固定資産評価上の指針等に役立てて評価の適正均衡を確保)。 ・測定指標7については、事業者を確認を行ったところシステムの基本設計が0.2%となっており、それを下回る設定を行うことは困難である。また伝達されなかった件数を把握することはできず指標化は困難なため、次期目標から指標を削除。 ・測定指標8については、当該指標となる地方公共団体の非識別加工情報の活用に関し、現在、その方向性について、検討会及び内部での検討を行っている段階であり、指標として目標設定を行うことになじまないことから、次期目標から指標を削除。なお、一定の検討が進み方向性が示された後には、再度、指標の検討を行うこととしたい。 ・測定指標9については、平成29年12月にマイナンバーカードの有効性情報提供等のためのシステムの構築が完了したため、次期目標から指標を削除する。 ・測定指標10については、引き続き、情報提供ネットワークシステムの安定稼働を行う必要がある。 	
	(平成32年度予算概算要求に向けた考え方)	
	I 予算の拡大・拡充	
	平成32年度予算概算要求への主な反映内容	<p>総務省所管府省共通情報システム等の適切な構築・運用等を通じた電子政府の推進を図るための事業については、評価結果も踏まえ、より効率的に事業実施を行う観点から、システム経費等の必要経費を精査の上、引き続き電子政府を推進するために必要な予算の要求を行った(なお、一部経費については、「政府情報システムの予算要求から執行の各段階における一元的なプロジェクト管理の強化について」(令和元年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議決定)に基づき内閣官房の下で一括要求・一括計上。)。また、地方行政の施策に係る基礎データベースの作成・管理・統計処理等を安定的に実施するために必要な予算の要求を行った。</p>
税制、法令、組織、定員等への主な反映内容	<p>総務省所管府省共通情報システム等の適切な構築・運用等を通じた電子政府の推進を図るための事業については、政府におけるIT人材の十分な育成に資するための定員(時限延長)を要求した。</p>	

学識経験を有する者の知見等の活用	<p>令和元年7月に開催された「総務省の政策評価に関する有識者会議」と「総務省行政事業レビュー外部有識者会合」の合同会合において、明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科教授の西出生先生から、e-Govの電子申請サービスを利用している府省等と利用していない府省があることがわかるように評価書で言及すべきではないかの御指摘をいただき、「政策の分析(達成・未達成に関する要因分析)」欄に記載した。このほか、平成28年秋の年次公開検証(秋のレビュー)における「自治体クラウドの導入等を推進」に対する以下の指摘及び対応状況の概要との点検結果も考慮して「相当程度進展あり」という評価結果としている。</p> <p>○主な指摘</p> <p>(1)自治体クラウドの推進は、自治体業務の標準化・共通化を通じた効率化を促すこと等を目的とするものであり、ランドデザインを示して、更に取組を加速化する必要がある。</p> <p>(2)自治体業務の標準化・共通化は、経費削減等の観点から重要であり、市長会・町村長会等の各階層に対して、計画的に、自治体クラウドの推進と自治体業務の標準化・共通化を強く促すべきである。その際、都道府県に対しても市町村へのサポートを呼び掛けつつ、具体的なクラウド化業務に従事した人材を紹介・斡旋する窓口を設置すべきである。</p> <p>(3)個別自治体の情報システムコストの見える化を行うべきである。また、自治体クラウドの採用や自治体業務の標準化・共通化を行った場合の個別自治体におけるコスト削減効果についても、見える化を行うべきである。</p> <p>○対応状況の概要</p> <p>(1)カスタマイズの抑制を行いつつ、全地方団体でのクラウド導入を目指すことなどを内容とした地方団体におけるクラウド導入に係るロードマップを取りまとめ、公表。</p> <p>(2)市長会、町村会等の地方公共団体の長の組織に対して行政改革推進会議の通告がなされたことを伝達し、その趣旨について説明を実施した。</p> <p>また、市長会、町村会の情報通信担当委員会(市町村長により構成)等の場において、自治体クラウドの推進を要請した。</p> <p>都道府県に対しては、市町村へのサポートについて、個別訪問やヒアリングを通じて直接要請するとともに、「官民データ活用推進基本法に基づく「都道府県官民データ活用推進計画策定の手引」において、都道府県内の市町村のクラウド化に向けて都道府県が支援を行う必要があることを明記した。</p> <p>自治体クラウドグループにおいて導入に深く関与した職員等から直接知見を得ることができるよう、当該職員を「自治体クラウド導入サポート員」として取りまとめ、地方団体に通知した。その結果、クラウド導入に向けた課題解決のための方策として活用され、クラウド導入の決定や検討の開始など、自治体クラウドグループの形成に向けた具体的な動きにつながっているところ。</p> <p>(3)平成30年3月30日に「市区町村における情報システム経費の調査結果」を公表した。</p>
------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料、データその他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・政府情報システムの予算要求から執行の各段階における一元的なプロジェクト管理の強化について(令和元年6月4日デジタル・ガバメント関係会議決定) ・デジタル・ガバメント実行計画(平成30年7月20日デジタル・ガバメント関係会議決定) ・電子決裁移行加速化方針(平成30年7月20日デジタル・ガバメント関係会議決定) ・世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(平成30年6月15日閣議決定) ・政府機関におけるセキュリティ・IT人材育成総合強化方針(平成28年3月29日サイバーセキュリティ対策推進会議(CISO等連絡会議)、各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定) ・経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月5日閣議決定) ・世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(平成30年6月15日閣議決定) ・国・地方IT化・BPR推進チーム報告書(平成29年5月19日) ・電子自治体の取組みを加速するための10の指針(平成26年3月24日) ・新経済財政再生計画 改革工程表2018(平成30年12月10日経済財政諮問会議)
--------------------------------------	--

<p>担当部局課室名</p>	<p>大臣官房(個人番号企画室)、行政管理局(行政情報システム企画課)、自治行政局(住民制度課、地域政策課地域情報政策室)</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>大臣官房参事官(個人番号企画室長) 寺田 雅一 行政管理局行政情報システム企画課長 奥田 直彦 自治行政局住民制度課長 三橋 一彦 自治行政局地域政策課地域情報政策室長 神門 純一</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和元年8月</p>
----------------	---	---------------	--	-----------------	---------------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄のかつこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 凡例「イ」:目標達成、「ロ」:目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」:目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「一」:目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

※5 表中の「AP」とは、「経済・財政再生アクション・プログラム」(平成27年12月24日経済財政諮問会議決定)であり、「KPI」は、進捗管理や測定に必要な主な指標(Key Performance Indicator)のことである。